

2009年度 東北大学法科大学院入学試験  
試験科目：公法（憲法）

**問題** 下記の2つの事例を素材としつつ、公教育の宗教的中立性をめぐる憲法問題について論じなさい。

**【事例1】**

A<sub>1</sub>はB教団C教会の牧師であり、A<sub>1</sub>の妻A<sub>2</sub>は同教会の副牧師である。A<sub>1</sub>A<sub>2</sub>夫婦の子どもであるA<sub>3</sub>は、同教会に設けられている礼拝と信仰教育のための教会学校の生徒である。同教会学校は、日曜日午前中の礼拝を、信仰上特に重要な意義をもつものとして位置づけていた。

A<sub>3</sub>の在籍しているD市立E小学校では、1学期に1回の割合で平日に行っている父母の授業参観とは別に、日曜日に父母の授業参観を行っていた。A<sub>3</sub>は日曜日の教会学校に出席して授業参観を欠席したため、E小学校長はA<sub>3</sub>の指導要録の出欠の記録にA<sub>3</sub>が欠席した旨記載した。

**【事例2】**

F市立工業高等専門学校は保健体育を全学年の必修科目としていた。同校は、武道場が整備されたことに伴い、200X年度から第1学年の体育科目の授業の種目として剣道を取り入れることとし、入試説明会や、地元の各中学校を訪問した際などにそのことを説明し、同校の学生募集要領や入学書類等にもその旨を記載していた。

200X年4月に同校に入学したGは、剣道の実技に参加することは自己の宗教的信条と根本的に相容れないとの信念のもと、剣道の実技に参加しなかった。そのため、Gの体育の単位は認定されず、同校校長はGに対して第2学年に進級させない旨の原級留置処分をした。翌年もGは同様の理由から剣道の実技に参加せず、同校校長はGに対して再度原級留置の処分をした。そして、同校校長は、Gが連続して2回進級できなかったことから、同校の学則や退学に関する内規等にしたがい、Gに対し退学処分をした。